

川越市立南古谷中学校

いじめ対策基本方針

令和5年4月

目 次

I 基本方針

1 いじめに対する基本理念

2 いじめの定義

3 いじめの防止

4 早期発見

5 いじめに対する措置

6 重大事態への対処

7 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間計画（別紙）

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめは人間として絶対に許されないことであること」「人間は互いに尊重されるべき存在であること」を学校教育の柱として示す。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

(1)日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。

(2)いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒の小さな変容を見逃さないようにすること。

(3)学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。

(4)いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、校内の体制を整備すること。

(5)いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(1)個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については、生徒・保護者及び関係者への聞き取りを行い精査の後「校内いじめ対策委員会」において行う。

- (2)けんかのように見える場合であっても、該当生徒間のそれまでの人間関係を考慮し、慎重に判断する。
- (3)いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等がいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4)いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

生徒が、友人や教職員と揺るぎない信頼関係を構築し、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1)恒常的に「いじめは人間として絶対に許されないことであること」を指導し、学校全体にいじめ防止の雰囲気醸成する。
- (2)いじめ防止ポスターや防止宣言等を通じ、いじめの定義や具体例について生徒・教職員ともに共通の認識を持つ。
- (3)道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4)いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つになることもあることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5)学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6)生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

4 早期発見

いじめは大人が気付きにくいところで発生することも多く、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、最悪のいじめを想定し、安易に否定したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

- (1)定期的なアンケート調査や教育相談並びに適時のチャンス相談の実施等により、生徒が日頃からいじめ被害を訴えやすい機会や場をつくる。

- (2)生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会やチェックリスト等を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (3)家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (4)地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5)パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ⑤速やかに関係生徒から事情を聞き取り、詳細な様態の把握をし、いじめ事実の有無の確認を行う。
- ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑦指導に困難が伴う場合、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2)いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の詳細を聞き取る。その後、家庭訪問等により、必ずその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得て生徒の心のケアを行う。
- ⑤解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3)いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒から、事実関係の詳細を聞き取る。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部の協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②状況に応じて、いじめた生徒を別室で指導する。
- ③迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

- ④いじめた児童生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑥いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5)ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ②必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ③川越市委託のネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ④ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑤パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、迅速かつ適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1)重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ①生徒が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2)重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告する。（「事故速報」にて報告）

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校としては「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(3)教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ①組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- ②いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的かつ速やかに「重大事態調査報告書」へ明確に記録する。
 - ③いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ④いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ⑤いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (4)調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5)調査結果については、教育委員会に報告する。(「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

7 その他の留意事項

(1)組織的な指導体制

- ①校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ②「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長やPTA役員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。
- ③「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ④いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ⑤指導にあたっては、必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ⑥学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2)校内研修の充実

各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3)校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化に努める。

(4)学校評価（教員の評価）

学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(5)地域や家庭との連携について

学校の基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1)警察との連携

- ①川越警察署生活安全課少年係との日常的な連携
- ②定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ③スクールサポーターとの連携
- ④「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ⑤埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2)児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ①「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

III いじめ防止年間計画（9ページ以降）

令和5年度 生徒指導年間計画

川越市立南古谷中学校

1. 指導の重点

- (1) 授業規律を確立し、生徒に主体的に活動できる場を与え、成就感や存在感が得られるような教育活動の工夫
- (2) 基本的な生活習慣の確立（正しい服装、明るい挨拶、正しい言葉づかい、充実した清掃）
- (3) 全教師の共通理解・共通行動のもとに、全校的な視野に立った生徒指導体制の確立
- (4) 各関係機関との連携を密にした、問題行動・不登校生徒への対応（感染不安生徒への対応も含む）
- (5) いじめに対する毅然とした対応と初期対応の迅速化（新型コロナウイルスによる差別も含む）

2. 年間計画

年間生活目標『時を守り 場を清め 礼を正す』

月	主な活動	指導の重点	生活目標	ポイント(具体的な重点)	達成状況
4	南中ガイダンス 校外学習1年 いじめ防止の講話 全校保護者会 学校生活アンケート	・集団生活に必要な心構え ・いじめのない学級づくり	○「出会い」 ・出会いを大切にして、よいスタートをきろう。 ・明るくあいさつをしよう。	・すすんであいさつをする。 ・名札や持ち物の記名をする。 ・自分の分担に取り組む。 ・いじめを許さない態度をつくる。	
5	教育相談週間 部活動保護者会 人権週間（作文、標語）	・生徒理解に努め、個に応じた指導の展開 ・人権感覚を養い、いじめを許さない雰囲気醸成。	○「美化」 ・校舎・校庭・教室をみんなできれいにしよう。 ・整理整頓を心がけよう。	・ロッカーを常に整理整頓する。 ・放課後の教室整頓を行う。 ・身の周りのいじめを考える。	
6	第1回いじめアンケート 体育祭 民生児童委員及び保護司との懇談会 衣替え	・環境整備，美化に取り組む指導 ・いじめに関する実態把握	○「団結」 ・校舎・校庭・教室をみんなできれいにしよう。 ・整理整頓を心がけよう。	・行事に意欲的に参加させる ・放課後の教室整頓を行う。 ・気候に合わせた服装を整える。 ・いじめのない学校を考える。	
7	第1回いじめ対策委員会 長期休業中の指導 学年保護者会 三者面談	・気候に合わせた生活態度の育成 ・いじめへの対応	○「勤労」 ・人に役立つ活動を、自ら進んで実行しよう。 ・ボランティア活動等に積極的に参加しよう。	・教科連絡や委員会の活動を実に行う。 ・放課後、机の整頓をする。 ・清掃に積極的に取り組む。 ・いじめのない社会を考える。	
8 9	健康、安全指導 学校生活アンケート	・生活リズムの回復と生徒組織の機能性の向上 ・行事を通して団結を高める。 ・夏休み後のいじめに関する実態把握	○「時間」 ・時間を守り、けじめのある生活をしよう。 ・2分前着席を実行しよう。 ・生活リズムを取り戻そう。	・授業や朝会に遅れないようにする。 ・下校時刻を守る。 ・2分前着席を確実に実行する。 ・仲間に対する思いやりを持つ。 ・いじめについて振り返る。	

1 0	合唱祭 衣替え 保護者会（3年）	・学校行事への前向きな取組	○「協力」 ・みんなの力を集めて、大きな成果を生み出そう。 ・互いに認め合う心を育てよう。	・集団に協力する意識の育成。 ・後期の係、委員会活動の意識を高める。 ・支え合う人間関係の育成—いじめのない集団作り。	
1 1	第2回いじめアンケート 三者面談 人権週間（道徳、学活による一斉授業）	・学習環境の整備と充実 ・各行事終了後のいじめに関する実態把握 ・人権感覚の育成	○「向上」 ・自分自身を進歩、高めようとする気持ちをしっかりと持とう。 ・何事にも前向きに取り組もう。	・より高い目標に向かう意志の育成。 ・行事を通したいじめのない集団作り。	
1 2	修学旅行（2年） 社会体験事業（1年） 三者面談（3年） 長期休業中の指導 第2回いじめ対策委員会	・差別のない社会 ・集団生活による支え合う姿勢の育成	○「誠実」 ・正義を重んじ、真面目に生きることの価値を自覚しよう。 ・真心をこめて人と接しよう。	・目標を持った生活態度の確立。 ・差別のない社会について考える。	
1	進級に向けての全体指導（○年0学期） 学校生活アンケート	・まとめの学期として、自主的、自立的な生活習慣を確立させる。 ・規律について考えさせる。	○「礼儀」 ・きちんとした言葉遣いや行動で、人との信頼を深めよう。 ・あいさつをしっかりとしよう。	・自分の生活を振り返るととも規律の必要性について考える。	
2	第3回いじめアンケート 第3回いじめ対策委員会 卒業式への心構え保護者会（1，2年）	・いじめに関する実態把握 ・地域との連携	○「希望」 ・希望に満ちた未来を開くため、今の生活を見つめ直そう。 ・目標を持って生活しよう。	・目標を持った生活態度の確立。 ・いじめのない集団作り。 ・卒業生：学校や教師への感謝の思い。 ・在校生：卒業生への感謝の思い。	
3	卒業式 長期休業中の指導	・年間のまとめと次年度への目標設定	○「感謝」 ・自分の生活に、周りの人々の支えがあることを自覚しよう。 ・「ありがとう」の心を持とう。	・一年間の総復習をする。 ・下校時刻を意識する。 ・来年度の目標を見つける。	